

令和6年度(令和5年分)の所得税・市県民税の申告に向けて早めの準備を

申告期間は **2月16日(金)～3月15日(金)**

《問合せ》
税務課 ☎ 21-9045

- ◆ **申告相談は予約制です**
市の申告相談は予約制です。広報とよおか2月号で日程や会場などの詳細と併せて予約方法をお知らせします。
- ◆ **自宅で市県民税申告書の作成・試算ができます**
自宅のパソコンで市県民税の申告書の作成や試算ができます。作成した申告書を印刷すれば、申告書として提出も可能です。申告相談を検討している方も一度お試しください。
詳細は、市ホームページ(下の二次元コード)で確認してください。
- ◆ **申告に関する注意点を**
次の令和5年分の書類を**全て準備を**
- ▽ 給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- ▽ 各種控除に必要な証明書類
- ◇ **次の書類は事前作成が必要**です
▽ 事業所得(営業、農業)・不動産所得の収支内訳書
▽ 医療費控除の明細書(受診者・医療機関等)ごとに



- 集計したもの)◇ **次の内容は必ず税務署や国税庁ホームページで申告**を
①土地、建物または株式等の譲渡所得②青色申告③繰越損失④雑損控除⑤住宅借入金等特別控除の初年度⑥消費税、贈与税
※①から④に該当する内容で、確定申告書の提出が不要な場合は除く。
- ◇ **寄附金控除(ふるさと納税)等の申告について**
所得税の確定申告で配当所得や寄附金控除の申告をする場合などは、確定申告書第2表の「住民税・事業税に関する事項」の各種項目に必要な事項を記載する必要があります。記載がない場合、正しく住民税の計算ができない場合があります。

税務署からのお知らせ

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎ 22-2144

税務署への来署不要 確定申告はスマホ申告が便利です

自宅でスマホを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から簡単に確定申告書が作成できます。年末調整済みで医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方、年末調整が済んでいない方、2カ所以上の給与所得がある方などには特にお勧めです。



カメラ機能で右上の二次元コードを読み取り、下記のいずれかの方法でログイン

[マイナンバーカード]

マイナンバーカードがあれば、IDとパスワードがなくても登録・申告ができます。



※マイナンバーカード読み取り対応のスマホが必要です。

[ID・パスワード]

税務署で事前に取得したIDとパスワードで簡単に登録情報を呼び出せます。



事業者を対象とした消費税の確定申告等に関する説明会

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合は、登録日以降の売上げ等について消費税の申告が必要です。「インボイス発行事業者の登録」を受け、初めて消費税の課税事業者になった方を対象にした消費税の確定申告に関する説明会やインボイス制度の概要に関する説明会を開催しています。参加を希望する方は、右の国税庁ホームページを確認し、豊岡税務署に連絡してください。

※事前予約制のため、申込み状況などにより希望に添えない場合があります。



▲消費税の確定申告に関する説明会



▲インボイス制度に関する説明会

地域おこし協力隊紹介 ～私と活動と、時々、暮し～

都市部から地方への移住を促進する国の制度「地域おこし協力隊」。個性溢れる隊員自らが活動を紹介しますシリーズ！

《問合せ》地域づくり課 ☎21-9096

vol.32 地産地読プロジェクト「本と温泉」

まつばら かなえ 松原 香苗

1974年広島生まれ。最近ではオーディオブックで小説の世界に浸ること、運動の後のサウナ。城崎で好きなところは、温泉があり人が面白いこと。



「本と温泉」に参画して
私は、城崎温泉にある旅館の若旦那が手掛ける出版レーベル「本と温泉」の広報として活動しています。きっかけは観光で京都から観光客として訪れた時に「本と温泉」の本に出会ったことでした。面白い企画だと思っていたところ、たまたま城崎温泉の協力隊募集の記事を見つけたので、2021年12月に応募して翌年2月に面接、4月には協力隊として豊岡へ移住したので、始まりは怒涛の5カ月でした。1年目は受注業務のオンライン化やお取扱店に向けた二

ユースレーターの発行などをスタートさせました。2年目となる23年は「本と温泉」の設立10周年の記念企画として「建築と温泉」を開催しました。お陰様で、PEZやMODERNLIVINGなどのカルチャー誌に掲載されました。また、総務省の優良事例として令和5年度全国過疎地域連盟会長賞を受賞しました。現在は、24年2月発行予定の『新訳・城の崎にて(英訳)』やインバウンド向けツアーの企画などを行っています。「本と温泉」では「地産地読」を大切にしている、全国の図書館



「本と温泉」設立10周年を記念し23年7月に実施した「建築と温泉」のトークイベント

や他の地域のお店から取扱いのお話があっても「城崎温泉以外では売らない」というポリシーで「断る力」というのも試されたと思います。こうした経営者ならではの گرفتった手法は、とても参考になります。まちづくりについては、秋祭りのことなどを先輩方から教えていただいたり、気に掛けていただくなど、城崎の「共存共栄」の精神を肌で感じています。また、自身の活動として、本を通して対話を深めるイベント「ブックダイアログ」を不定期で開催しています。城崎のまち、温泉、そして本を通じたさまざまな出会いがある今この瞬間を大事にしていきたいと思っています。

令和6年度から実施 個人市県民税の主な改正内容



上場株式等の配当所得等 および譲渡所得等に係る 課税方式の統一

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る課税方式について、これまでは所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度からは所得税の課税方式と一致させることになりました。令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。

件については変更ありません。▽留学により国内に住所および居所を有しなくなった者▽障害者▽納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

森林環境税(国税)の課税

森林環境税とは、森林の整備およびその促進の施策の財源に充てるために創設された国税で、国内に住所を有する個人に対し、ひとり年額千円が課税され、個人住民税均等割と併せて徴収されます。なお、東日本大震災復興基金法に基づき、平成26年度から均等割に千円が上乘せられています。こちらは令和5年度で終了します。

国外居住親族に係る 扶養控除等の見直し

扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として30歳以上70歳未満の者が除外されることになりました。ただし、次に該当する方は扶養控除等の対象とすることができます。なお、国外居住の配偶者が配偶者控除を受けるための要

《問合せ》 税務課

☎ 21-9045